

女性の活躍に関する情報の公表

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）第20条の規定に基づき、独立行政法人造幣局における女性の職業生活における活躍に関する情報を以下のとおり公表します。

項目	状況
女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	
1. 採用した職員に占める女性職員の割合	50.0%
2. 全職員に占める女性職員の割合	18.9%
3. 係長級にある職員に占める女性職員の割合	24.4%
4. 管理職に占める女性職員の割合	4.4%
5. 役員に占める女性の割合	16.7%
6. 男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	全職員 68.7% 正職員 74.9% パート・有期職員 73.6%
職業生活と家庭生活との両立	
7. 男女の平均勤続年数の差異	男性 23年 女性 13年
8. 男女別の育児休業取得率	男性 60.0% 女性 100%
9. 全職員(管理監督者を除く)の一月当たりの平均残業時間	14.1時間
10. 年次有給休暇の取得率	85.0%

注1. 対象（項目6を除く）は常勤職員で再任用を除く

2. 各項目の基準日等

〔項目〕1、6、8、9 令和4年4月1日～令和5年3月末日

〔項目〕2、7 令和5年4月1日

〔項目〕3、4、5 令和5年4月末日

〔項目〕10 令和4年1月～令和4年12月

3. 項目4の「管理職」とは、課室長級以上の職員をいう。

4. 項目6の「パート・有期職員」とは、再任用職員、期間業務職員、任期付職員及びパート職員をいう。「賃金」は、基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。短時間勤務者については、正職員の所定労働時間で換算した人員数を基に賃金を算出している。

5. 項目8は「育児休業取得者数」÷「新たに育児休業が取得可能になった人数」×100

6. 項目9の「管理監督者」とは、労働基準法第41条第2号に規定する者をいう。

7. 項目10は「職員が取得した年次有給休暇日数（繰越日数を含む）」÷「職員に付与された年次有給休暇日数（繰越日数は含まない）」×100